2025.5

落札車両搬出後の車両管理にご注意をお願いします

下記の行為が発生した際は、落札店に対しペナルティが発生する場合があります。

- **落札車両搬出後における交通違反(路上駐車/違法駐車等)**
- **事件・トラブル(再販含む)への関与**
- **当該車両の出品店や旧所有者に不利益や迷惑を及ぼす行為**

第4条(名義変更前の罰則・その他の罰則)
5　落札店が、名義変更前の車両で交通違反等(迷惑駐車含む)行い、
出品店及び旧所有者に迷惑をかけた場合は、落札店に対してペナルティ5万円及び加修費を科す。
(オークション規約 第7章 第4条 第5項)

落札店の皆様におかれましては、搬出後の車両管理及び名義変更を徹底していただきますようご協力の程お願い申し上げます。

※一時抹消中の車両につきましても、所有者の名義変更を推奨いたします。

ARAI AUCTIONS　ARAI AUCTION